https://www.cpa-hato.jp/
税理士法人 鳩合同会計事務所
所長　飯塚 敏勝 ／ 副所長　藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階
●近畿税理士会所属
☎078-391-1911

税理士法人
佐藤会計事務所 神戸事務所
小野事務所
税理士7名在籍
代表税理士　豊田 智美
〈神戸事務所〉神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトレーズビル8F
●近畿税理士会所属
☎078-251-6721（神戸事務所）

弁護士法人サリュ 神戸事務所
弁護士　中山 碩
〒650-0035　神戸市中央区浪花町59
神戸朝日ビル11階
●兵庫県弁護士会所属
0120-181-398

あなたの街の
コラムご掲載頂く事務所様募集中!!

お問い合わせは ㈱宣通☎052（979）1602

企画・制作／(株)宣通
TEL.(052)979-1602
広告

弁護士&税理士 教えて先生!! 相談コーナー

Q 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A 電子帳簿等保存制度とは、一般消費者には関係ある制度ではなく、事業者において、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

全ての事業者が対応すべきなのは、次のうち③になります。①電子帳簿等保存【希望者のみ】②スキャナ保存【希望者のみ】③電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

電子取引データ保存制度では、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、領収書・見積書・請求書等に相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

令和5年度税制改正では、上記電子取引データ保存も次の通り改正されました。

●検索機能の全てを不要とする措置の対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加され、条件が緩和されました。

●右記に加えて、新たな猶予措置も整備され、従来よりも条件が緩和されました。

鳩合同会計事務所
飯塚　敏勝 氏
（近畿税理士会所属）

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも 日頃から密接に連携しており、いわゆる"ワンストップサービス"を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。